

令和8年度

国営土地改良事業地区調査

最上川下流右岸二期地区他環境配慮基本方針（案）作成
その他業務

現 場 説 明 書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

1. 一般事項

契約の保証については、別紙-1のとおりである。

2. 積算体系について

本業務の積算体系は、「設計業務」を考えている。

3. 作業歩掛等

本業務の作業歩掛等は、次のとおり見込んでいる。

【I. 設計作業】

項目	数量	内外区分	職種(人)				
			主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1. 事前準備							
1-1. 現地踏査	1式	外業		1.0	1.0	1.0	
1-2. 計画立案	1式	内業	0.5	1.0	1.0	2.0	
2. 能代二期地区							
2-1. 鳥類調査	1式	内業		0.5	1.0	2.0	3.0
(参考) 単位数量当たり	2回	外業		2.0		2.0	
2-2. 環境配慮計画(案)の補足	1式	内業	1.0	2.0	3.0	5.0	5.0
3. 最上川下流右岸二期地区							
3-1. 鳥類調査	1式	内業		0.5	2.0	3.0	4.0
(参考) 単位数量当たり	2回	外業		2.0		2.0	
3-2. 環境アドバイザー意見聴取	1式	外業	0.5	0.5	0.5		
3-3. 環境配慮基本方針(案)の補足	1式	内業	1.0	3.0	3.0	5.0	8.0
4. 点検取りまとめ	1式	内業	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0

4. 積算基地

本業務の積算基地は「山形市」で考えている。

5. 打合せについて

(1) 打合せ場所は、東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所(秋田市山王7丁目1番3号)で考えている。なお、打合せ工種は、「設計業務標準歩掛(土地改良工事積算基準(調査・測量・設計))」の「その他」で考えており、配置人員は次のとおりとする。

打合せ	職種(人)		
	主任技師	技師A	技師B
初回	1.0	1.0	
中間(1回)		1.0	1.0
最終回	1.0	1.0	

(2) 打合せは通勤により考えており、打合せ及び移動に係る基準日額は直接人件費に以下のとおり計上している。

区分	打合せ（日）			往復移動（日）		
	主任技師	技師 A	技師 B	主任技師	技師 A	技師 B
初回	0.5	0.5		1.0	1.0	
中間（1回）		0.5	0.5		1.0	1.0
最終回	0.5	0.5		1.0	1.0	

(3) 打合せに係る旅費交通費については、積算基地から東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所までの移動分をライトバン利用で考えており、交通費（ライトバン利用料及び高速道路使用料（山形蔵王 IC～東根 IC、湯沢 IC～秋田中央 IC 間）の往復分）を計上している。

6. 現地踏査について

(1) 現地踏査は滞在（宿泊）により現地に向かい、1回で踏査することを想定しており、往復分の移動日として1.0日を計上する。また、旅行日に係る基準日額は直接人件費に以下のとおり計上している。

職 種	歩 掛（人）	往復移動日（日）	基準日額（日）
技師A	1.0	1.0	1.0
技師B	1.0	1.0	1.0
技師C	1.0	1.0	1.0

(2) 旅費交通費については、移動は山形市から現地（酒田市及び能代市）までをライトバンを利用しで行うことを考えており、交通費としてライトバン利用料及び高速道路使用料を次の区間分計上している。

行き：山形市⇒（山形蔵王IC～月山IC、湯殿山IC～酒田IC）⇒酒田市

帰り：能代市⇒（能代南IC～湯沢IC、東根IC～山形蔵王IC）⇒山形市

また、現地調査に係る外業は滞在（宿泊）によるものとしている。

滞在に係る宿泊費及び宿泊手当については当初計上せず、受注者から宿泊情報（例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

宿泊エリアは秋田県能代市を想定しており、滞在日数については下表のとおり想定している。

職 種	編成（人）	宿泊日数（1人あたり）
技師A	1.0	1.0
技師B	1.0	1.0
技師C	1.0	1.0

7. 鳥類調査【能代二期地区】について

(1) 鳥類調査は滞在（宿泊）により、春期、秋期に各1回現地に向かい、各回1か所の調査地点を調査する（延べ2回）ことを想定しており、往復分の移動日として1.0日を計上する。また、旅行日に係る基準日額は直接人件費に以下のとおり計上している。

なお調査対象施設の位置については、「別紙3 鳥類調査対象施設位置図」を参照のこと。

○春期、秋期（1回あたり）

職 種	歩 掛（人）	往復移動日（日）	基準日額（日）
技師A	1.0	1.0	1.0
技師C	1.0	1.0	1.0

(2) 旅費交通費については、移動は山形市から現地（能代市）までライトバン利用で考えており、交通費として、ライトバン利用料及び高速道路使用料（山形蔵王IC～東根IC、湯沢IC～能代南IC間）を計上している。また、現地調査に係る外業は滞在（宿泊）によるものとしている。滞りに係る宿泊費及び宿泊手当については当初計上せず、受注者から宿泊情報（例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

宿泊エリアは秋田県能代市を想定しており、宿泊日数については以下のとおり想定している。

○夏期、秋期（1回あたり）

職 種	編成（人）	宿泊日数（1人あたり）
技師A	1.0	1.0
技師C	1.0	1.0

8. 鳥類調査【最上川下流右岸二期地区】について

(1) 鳥類調査は滞在（宿泊）により、春期、秋期に各1回現地に向かい、各回1か所の調査地点を調査する（延べ2回）ことを想定しており、往復分の移動日として0.5日を計上する。また、旅行日に係る基準日額は直接人件費に以下のとおり計上している。

○春期、秋期（1回あたり）

職 種	歩 掛（人）	往復移動日（日）	基準日額（日）
技師A	1.0	0.5	0.5
技師C	1.0	0.5	0.5

(2) 旅費交通費については、移動は山形市から現地（酒田市）までライトバン利用で考えており、交通費として、ライトバン利用料及び高速道路使用料（山形蔵王IC～月山IC、湯殿山IC～酒田IC間）を計上している。また、現地調査に係る外業は滞在（宿泊）によるものとしている。滞りに係

る宿泊費及び宿泊手当については当初計上せず、受注者から宿泊情報（例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

宿泊エリアは山形県酒田市を想定しており、宿泊日数については以下のとおり想定している。

○夏期、秋期（1回あたり）

職 種	編成（人）	宿泊日数（1人あたり）
技師A	1.0	1.0
技師C	1.0	1.0

9. 環境アドバイザー意見聴取について

(1) 環境アドバイザーからの意見聴取は、酒田市地内の会議場に3名の環境アドバイザーを招集し、意見交換会の形式で実施することを想定しており、現地に滞在（宿泊）して1回で実施する。往復分の移動日として0.5日を見込み、旅行日に係る基準日額は直接人件費に以下のとおり計上している。

職 種	歩 掛（人）	往復移動日（日）	基準日額（日）
主任技師	0.5	0.5	0.5（0.25改め）
技師A	0.5	0.5	0.5（0.25改め）
技師B	0.5	0.5	0.5（0.25改め）

(2) 旅費交通費については、移動は山形市から現地（酒田市）までライトバン利用で考えており、交通費として、ライトバン利用料及び高速道路使用料（山形蔵王IC～月山IC、湯殿山IC～酒田IC間）を計上している。また、現地調査に係る外業は滞在（宿泊）によるものとしている。滞りに係る宿泊費及び宿泊手当については当初計上せず、受注者から宿泊情報（例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

宿泊エリアは山形県酒田市を想定しており、宿泊日数については以下のとおり想定している。

職 種	編成（人）	宿泊日数（1人あたり）
主任技師	1.0	1.0
技師A	1.0	1.0
技師B	1.0	1.0

10. 一括計上価格について

(1) 環境アドバイザーの旅費交通費

環境アドバイザーの意見交換会への参集は通勤を想定しており、3名分の公共交通機関の交通費と

して以下のとおり計上する。

交通費（公共交通機関）	3,852 円（3 名往復分、税抜き）
-------------	---------------------

(2) 謝金

環境アドバイザーからの意見聴取に係る意見交換会は2時間を想定し、謝金の時間単価は7,909円を想定している。そのため、環境アドバイザー3名への謝金として以下を計上している。

謝金（環境アドバイザー意見徴取分として）	47,454 円（7,909 円×2時間×3人、税抜き）
----------------------	------------------------------

11. 作業歩掛の実態調査について

現場説明書3. に示す作業歩掛については、作業歩掛の妥当性を検証するため実態調査を行うものとする。調査結果は、別紙2に取りまとめ、監督職員へ提出しなければならない。

12. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

13. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

別紙 1

○ 契約の保証について

(1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

(ア) 保管金領収証書は、「日本銀行秋田支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 鎌田 文範」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払い渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

(ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、政府保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

(ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

(イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 渡辺 英樹」と記載するように申し込むこと。

- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
 - (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
 - (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
 - (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
 - (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されるものとする。
 - (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (コ) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
 - (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 渡辺 英樹」と記載するように申し込むこと。
 - (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
 - (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。（一般競争の場合は、10 分の 3 の金額以上とする。）
 - (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
 - (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
 - (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 渡辺 英樹」と記載するように申し込むこと。
 - (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
 - (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。（一般競争の場合は、10 分の 3 の金額以上とする。）
 - (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
 - (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の

金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等(契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。)の提出又は寄託に代えて電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置(以下「電磁的方法による提出」という。)を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス(電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。)上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。)及び認証情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。)を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

別紙2

作業歩掛実態調査表

1. 調査目的

本調査は土地改良工事における「〇〇工△△設計」について、その実態を把握し、作業歩掛の妥当性の検証、積算の適正化を図ることを目的としている。

(※上記〇〇は当該工種名を記載する。△△は「構想」「基本」「実施」のいずれかを記載する)

2. 概要

発注者記入	局 名	
	事業所名	
	業務名	
	担当者名	
受注者記入	受注者名	
	受注担当者名	
	担当者連絡先	

3. 歩掛調査様式

作業項目	作業内容	歩掛 (積算者記載)						歩掛 (受注者記載)					
		技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員	技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員
	合 計												

※作業項目及び作業内容は使用した見積歩掛のものを記載する。

4. 歩掛に差異が生じた理由 (発注者記入)

5. 歩掛に差異が生じた理由 (受注者記入)

能代二期地区 第2号導水路工事想定区間

